

私立中学校の 授業料負担を軽減する 制度が始まります



助成額

私立中学校の授業料に対する助成として
保護者の方に **年額10万円**※を支給します

※助成額は10万円の範囲内で保護者が負担した金額が上限となります。なお、授業料が全額免除されている場合などは助成を受けられません。

対象者

東京都在住者

保護者と生徒が都内にお住まいで、私立の中学校等に在学する生徒の保護者が対象です。

所得要件

約910万円未満
(世帯年収の目安)

年収目安は、保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。

手続きの流れ

申請書等提出
(申請者 → 私学財団)

審査
(私学財団)

助成金振込
(私学財団 → 申請者)

**助成を受けるためには、
毎年度申請が必要です。**

制度の詳細及び問合せ先は裏面をご覧ください。



私立中学校等授業料軽減助成金

対象者

- 保護者と生徒が、令和5年5月1日から申請時まで引き続き都内に居住*
- 令和5年9月1日現在、下記のいずれかの学校に在学する生徒の保護者

- ① 私立中学校
- ② 私立特別支援学校(中学部)
- ③ 私立義務教育学校(後期課程)
- ④ 私立中等教育学校(前期課程)

* 生徒が学校の指定する寮に入り、都内から都外に移り住んだ場合は対象となります。

所得要件

次の計算式で算出した金額が **304,200円未満** であること*1

$$\text{区市町村民税課税標準額}^{*2} \times 6\% - \text{区市町村民税調整控除相当額}^{*3}$$

*1 共働き世帯の場合はそれぞれの金額を計算したあとに当該金額を合算してください。
また、計算結果が304,200円を超過する場合でも世帯人数等の所定の条件を満たす場合は本制度の対象となります。詳細は右記のQRコードからご確認ください。

*2 令和5年度の課税標準額を使用します。

*3 1,500円で計算します。



https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo_chugaku.html

手続きの流れ(予定)

[9月]
申請書等提出*1
(申請者 → 私学財団)

[10~1月]
審査*2
(私学財団)

[1月末]
助成金振込*3
(私学財団 → 申請者)

*1 在学を通じて申請方法等をお知らせします。また、東京都私学財団ホームページでもご案内いたします。(8月下旬頃)

*2 在籍状況や授業料額等の情報を学校に確認し助成額を確定します。

*3 提出書類に不備がある場合などは助成金の振込が遅延する場合があります。

お問い合わせ先

東京都私学就学支援金センター 中学校助成金担当

☎ 03-5206-7808

(受付時間 平日9:15 ~ 17:00)

東京都私学財団ホームページでは、
本助成金のほか、私立高等学校の学費負担を
軽減する制度(就学支援金等)についても
ご案内しています。



公益財団法人 東京都私学財団について

都内にある私立学校の
教育の充実や発展を図るとともに、
都民の教育費負担を軽減するための
支援を行っています。

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

